

志木都市計画マスタープラン実現化方策検討業務委託プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名称

志木都市計画マスタープラン実現化方策検討業務

(2) 業務目的

「志木都市計画マスタープラン」に位置付けられた志木駅周辺の「商業・業務サービスと交流の拠点」の強化促進や、一般国道254号和光富士見バイパス沿道を含む周辺エリアの沿道型土地利用の促進に向けた方策の検討を行うものである。

(3) 業務内容

別紙特記仕様書によるものとする。

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2. 予算額（提案額の上限）

金9,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

※上記の上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3. 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、令和5年度・令和6年度志木市建設工事等競争入札参加資格者名簿に「建設コンサルタント」で登録されている者で、本業務の趣旨を理解し、本業務に関する委託契約を本市との間で直接締結できる法人格を有する民間事業者とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は応募することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 本実施要領配布の日から、参加申請書提出日までの期間に「志木市の契約に係る指名停止などの措置に関する規則」に基づく指名停止の措置を受けている者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員）を役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用している者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下、「更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下、「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更正手続開始の申し立てを含む。以下、「更正手続開始の申し立て」という。）をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法199条第1項の更正計画の

認可の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申し立てをしなかった者又は更正手続の申し立てをなされなかった者とみなす

（６）市税等を滞納している者

４．参加申込方法等

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加申込書等を項目ごとにインデックスを付した上で順番にとじ込み、正本１部、副本１０部を作成し、持参又は郵送（書留郵便で提出期限必着）にて提出すること。

（１）参加申込書等の提出期限

令和６年６月２１日（金） 午後３時必着

（２）提出先

志木市役所 都市整備部 都市計画課 まちづくりグループ

所在地 〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡１丁目１番１号

（３）提出書類

下記書類を提出期限までに各必要部数を提出すること。

①参加申込書（様式第１号）

②誓約書（様式第２号）

③プライバシーマークまたは ISMS 認証の写し

④業務体制表（様式第３号）

※管理技術者、主担当技術者の資格を証明する書類の写しを添付すること。

※管理技術者、主担当技術者の業務実績を示すものとして、テクリスを添付すること。

⑤業務実績調書（様式第４号）

※業務名、発注者、契約期間、履行期間、業務概要を記載

※企業に関する実績を示すものとして、契約書の写し若しくはテクリスを添付すること。

※記載に関する業務実績は最大５件とすること。

※同種業務及び類似業務は、令和元年度以降に受注した以下の業務とする。

同種業務①：駅周辺のまちづくり計画策定及び事業手法の検討に関する業務

同種業務②：沿道まちづくり計画の推進に関する業務

類似業務：都市計画マスタープラン策定又は見直しに関する業務

⑥企画提案書

企画提案書の仕様（作成要領）

（ア）提出書類の企画は A4 版片綴じ・横書き・両面とする。

（イ）本業務（実施方針、業務フロー、工程計画）は「特記仕様書」の業務内容等を踏まえて、どのように業務を遂行できるか A4 版１枚以内にまとめること。

(ウ) 下記の特定期間について、文字サイズ 10 ポイント以上で A3 版片面 2 枚以内にまとめるものとする。

「特定テーマ」

1. 志木駅周辺の魅力向上に向けた課題と取組の方向性、取組の進め方
2. 和光富士見バイパスを軸とした宗岡地域の活性化に向けた課題と取組の方向性、取組の進め方

(エ) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

⑦参考見積書（様式第 5 号）

業務内容の各項目について、内訳が分かるように見積もること。

(4) 質問及び回答

企画提案書等の提出に関する質問は次により行うこと。

①質問方法

(ア) 電子メールにより、質問書を提出すること。

(イ) 他の方法による質問は一切受け付けない。

(ウ) 質問書は様式第 6 号を使用し、質問箇所及び内容を分かりやすく記載すること。

(エ) メールの件名は「志木都市計画マスタープラン実現化方策検討業務に関する質問書」とし、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

メールアドレス：toshi@city.shiki.lg.jp

電話番号：048-473-1913

②提出期限

令和 6 年 6 月 3 日（月）午後 5 時まで（時間厳守）

③回答方法

公平性を期すため、令和 6 年 6 月 10 日（月）までに、質問に対する回答を市ホームページにおいて公表する（質問者名は表示しない）。

(5) その他

①提出された企画提案書は返却しない。

②提出期限後の企画提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。ただし、審査に必要と認める場合には、資料の追加提出を求めることがある。

③提出書類の著作権等の取扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、事業者選定の結果公表等において、本市がこの事業に関し必要と認められる用途については、提案者はその一部又は全部の無償使用について許可しなければならない。

④本プロポーザル参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

⑤参加者は一つの提案しか行うことができない。

⑥本市は、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、受託者に対して、業務の具体的な実施方針についての資料の提出を求めることがある。

⑦提案文書は、志木市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開対象の文書となることに留意すること。ただし、公開によりその者の権利、競争

上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ任意様式の文書により申し出ること。

5. 企画提案書の審査方法

(1) 提案内容の評価

参加資格を有する提案者からの提出書類について審査委員会（以下、「委員会」という。）にて次の（２）の「審査基準」に基づき公平かつ客観的に審査する。

(2) 審査基準

No.	審査項目	審査のポイント
1	業務体制	業務を履行できる体制となっている。 配置予定技術者の資格・実績は十分か。
2	業務実績	同種・類似業務の受託実績があるか。
3	実施方針等	業務の実施方針、業務フロー、業務工程は妥当か。
4	特定テーマ	特定テーマについて、的確かつ実現性のある提案となっているか。
5	参考見積書	業務内容ごとに見積金額が記載されており、より廉価な金額設定がなされているか。

(3) 質問及び回答

提案者は、提出された提案書の内容について本市から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。質問事項の送付及び回答は電子メールで行うものとする。

6. 受託候補者の決定

本業務の受託候補者は、次により決定する。

- (1) 委員会において、得点上位の提案者から順位付けをし、第1位の者を受託候補とする。
- (2) 提案者が1者のみの場合でも評価を実施し、評価及び受託候補の選定は前記と同様の方法で行う。
- (3) 選定結果については、下記の範囲において、各提案者に書面で通知すると共に市のホームページへも掲載する。

【公開範囲】

選定された事業者名及び参加事業者の総得点

※選定事業者以外の事業者名の公表は行わない。

- (4) 審査内容の詳細は非公開とし、審査内容及び選定結果に対する異議申し立ても受けないものとする。

7. 契約に関する事項

本業務の契約については、次により行う。

- (1) 委員会において決定された受託候補者を優先交渉権者とし、随意契約により契約締結交渉を行う。優先交渉権者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において契約締結する。また、特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。
- (2) 契約書の作成
本市と受託者で協議したうえで契約書を作成する。
- (3) 支払い条件
 - ①前払金なし
 - ②支払い方法は、本市と受託者との協議の上、契約書で定める。
 - ③支払いは、契約書に基づいて支払う。
- (4) その他契約に関する事項
契約時における仕様書は、別紙「特記仕様書」に記載されている事項を基本とするが、本市と受託者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

8. スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。

実施要領の公表	令和6年5月24日（金）
質問書の提出期限	令和6年6月 3日（月）
質問に対する回答期限	令和6年6月10日（月）
申請書等の提出期限	令和6年6月21日（金）
審査結果通知・公表予定	令和6年7月 3日（水）

9. 問い合わせ先

志木市役所 都市整備部 都市計画課 まちづくりグループ
所在地 〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号
電話番号 048-473-1913
メールアドレス toshi@city.shiki.lg.jp